

令和8年度 放課後児童健全育成事業

ふれあいクラブ入所のご案内



 令和8年度4月入所 申込受付スケジュール 

〈受付期間〉 令和7年12月1日(月)～12月12日(金)

※土・日を除く

〈受付場所〉 小野市市民福祉部子育て支援課 (小野市役所庁舎2階)

※ 受付期間終了後も、定員に空きがあれば受付をしますが、期間内の申込分を最優先します。

お問い合わせ先

小野市市民福祉部子育て支援課保育係

0794-63-1000(内線610)

1. ふれあいクラブとは

小野市内の8小学校で実施している、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の総称です。両親や祖父母が働いているため、放課後に家庭での保育が受けられない児童を対象に、小学校の空き教室などを活用し、安心して過ごせる場づくりをしています。また、異学年での集団生活や遊びを通して、自主性や社会性を育むことを目指しています。尚、令和2年度から小野市が委託する業者が、市や地域と連携を図りながら運営しています。

小学校名	クラブ名	小学校名	クラブ名
小野東小学校	すくすくクラブ	河合小学校	わくわくクラブ
市場小学校	にこにこクラブ	下東条小学校	なかよしクラブ
小野小学校	のびのびクラブ	大部小学校	きらきらクラブ
中番小学校	すきっぷクラブ	来住小学校	ほのぼのクラブ

随時見学
OK



2. 対象児童

小野市内の小学校に通う、集団生活が可能な小学生(4年生以上については、ひとり親家庭または障がいなどのため配慮の必要な児童)で、以下のいずれかに当てはまる場合。

- ① 両親や祖父母など、同じ敷地内に住む65歳未満の家族全員が、仕事などのため放課後に児童を保育することができない
- ② 児童の母が、産前産後2か月以内(産前産後8週)
産前8週の属する月から産後8週の属する月まで、最大5か月間の利用が可能です。
産前8週の属する月が来年4月となる方は今回申し込んでください。
例:6月15日出産の場合、4月1日から8月31日まで



「求職活動中」「休職中」「育児休業中」は対象となりません。

- 育児休業中の場合は、復帰日の属する月の前月1日～20日の間に申込をしてください。(年度途中の場合は、希望のクラブに空きがない場合があります。事前に空き状況をお問い合わせください。)
- アレルギーや障がいのある児童や、生活支援の必要な児童は、必ず申込前にご相談ください。必要に応じて、面談や相談機関への照会をさせていただきます。
また、ふれあいクラブでの受入が難しい場合は、タイムケアや放課後等デイサービスをご紹介します。
- 利用の対象外(保護者の求職活動や育児休業など)になった場合は、年度の途中であっても入所決定を取り消します。

3. 開所日と時間

		7:30	8:00	授業終了	18:00	19:00
学期中	月～金			←→	←→	
	振替休日		←→	←→	←→	
長期休業期間	月～金	←→	←→	←→	←→	
通年	土曜日		←→	←→		

早朝保育

延長保育

- 通常の保育時間は、授業終了後(振替休日や長期休業期間は8時)から18時までです。
- 早朝保育や延長保育の利用には、「早朝・延長利用届」の提出が必要です。
- 土曜日の利用には、「土曜日利用届」の提出が必要です。また、ふれあいクラブ土曜日利用「サタデークラブ」は小野東小学校内専用施設での保育となります。
- 以下の日はお休みです。

・4月1日(準備日) ・お盆(学校閉庁期間) ・年末年始(12月29日～翌年の1月3日)
 ・土曜日(サタデークラブを除く)、日曜日、祝日
 ・感染症による学校閉鎖日 ・警報発令等による学校臨時休校日 ・市長が必要と認めた日

4. 利用料

市とクラブ、それぞれに口座登録が必要です！

種類	金額	お支払日	お支払方法
基本利用料 (※1)	月額 6,500 円 (8月は 12,000 円)	利用の当月末 (金融機関が休業日の場合は翌営業日)	口座振替 (市が徴収) ※みなと銀行・ 兵庫みらい農業 協同組合のみ
延長保育利用料	月額 2,000 円		
早朝保育利用料	夏休 1,200 円 冬休 300円 春休3月 200円 春休4月 200円		
土曜日保育利用料	日額 1,000 円	利用の翌月末(金融機関が休業日の場合は翌営業日)	
おやつ代・雑費 (※2)	月額 1,700～1,800 円 (土曜日は日額 85～95円)	利用の翌月末	口座振替 (クラブの運営事業所が徴収)

※1, 2 基本利用料、おやつ代・雑費の金額は人件費高騰・物価高騰などの影響をふまえ、現在検討中です。年度末までに決定し、ホームページ上でお知らせします。



利用料、おやつ代・雑費を3か月分以上滞納された場合は、入所決定を取り消します。



延長利用の申し込みをされていない児童のお迎えが2回以上遅れた場合は、翌月より延長利用料金が発生します。お迎えの時間に遅れないようにご注意ください。

- 利用料の日割りはありません。
- 残高不足等で引落ができなかった場合は、後日納付書をお送りします(市徴収分・クラブ徴収分ともに対応。クラブ徴収分のみ納付書発行手数料として 210 円が必要)。納付書記載の期日までに必ずお支払いください。
- 生活保護世帯や市民税非課税世帯を対象に、利用料の減免制度があります。生活保護世帯は令和8年3月末までに、市民税非課税世帯については、令和8年5月末までに、子育て支援課窓口(市役所2階)にて、申請してください。(6月以降の申請については原則、翌月からの減免適用となります)。

5. 申込について

受付期間	令和7年12月1日(月)～12月12日(金) ※土・日・祝日を除く
受付場所	小野市市民福祉部子育て支援課 (小野市役所庁舎2階)



必要な書類が全て揃っている状態で受付をします。書類不備による受付不可を防ぐため、郵送や電子メールでの受付はできません。



受付期間終了後に、申込クラブを変更することはできません。転校や引っ越しの予定がある場合は、必ず転入先のクラブ名で申込をしてください。

- 受付期間終了後も、定員に空きがあれば受付をしますが、いかなる理由があっても期間内の申込分を最優先します。
- 申請書類は子育て支援課と各クラブにあります。また、小野市のホームページからダウンロードすることも可能です。
(口座振替依頼書を除く)

6. 必要な書類



【★全員ご提出ください】

- ①利用申込書兼家庭調査書
- ②在籍児童個票
- ③入所要件の証明書



祖父母などと世帯を分離していても、同居(同じ住所など)しており、かつ65歳未満の場合は祖父母などの証明書も必要です。

入所が必要な理由	証明書の種類	
就労 (会社員やパート)	「就労証明書」勤務先で事業主などが記入してください。 ※ 掛け持ちをしている方は、その分もご提出ください。	
就労 (自営業や農業)	「就労証明書」勤務先で事業主などが記入してください。 <u>確定申告の写し、通帳の写し等収入状況のわかる書類</u> ※ 掛け持ちをしている方は、その分もご提出ください。	
妊娠・出産	母子手帳の写し(母の氏名、分娩予定日の分かるもの)	
同居病人の看護・介護	診断書や手帳(有効期間内のもの)の写し	同居病人の看護等状況調査票
就学	在学証明書など	時間割
疾病・障がい	診断書や手帳(有効期間内のもの)の写し	

【初めて申込をする児童分のみご提出ください】

- ④ 口座振替依頼書(利用料)

【利用希望者のみご提出ください】

- ⑤ 早朝・延長利用届 (早朝:夏休み、冬休み、春休み 7:30~8:00/延長:通年 18:00~19:00)
- ⑥ 土曜日利用届 (毎週土曜 8:00~18:00※早朝・延長保育はありません。小野東小学校サタデークラブでの預かり)

【小野市外から転入予定の方はご提出ください】

- ⑦ 転入先の住所が分かる書類(土地や物件の契約書の写しなど)

【障がいのある児童や療育を受けている児童のみご提出ください】

- ⑧ 障害者手帳や療育手帳の写し

③ 在籍児童個票の

緊急連絡先は必ず日中に連絡のつく電話番号を3箇所記入してください☎

7. 入所決定のお知らせについて

入所の可否については、令和8年2月上旬頃に郵送で通知する予定です。

申込者数が各クラブの定員を超えた場合は、申込期限までに書類を全て提出された方を対象に、児童の学年や保護者の就労状況などにより審査を行い、優先度の高い児童から入所を決定します。ご理解をいただきますようお願いいたします。

定員超過のため待機となった児童には、途中月退所等により空きがでましたら、順次入所案内のご連絡をさせていただきます。また、長期休業期間に限り、空きがある自校や他校のクラブを利用できる場合があります。夏休み利用については、5月頃に利用意向をお尋ねするアンケートを郵送します。



入所決定後に、やむを得ず入所を辞退される場合は、2月末までに子育て支援課まで必ずご連絡ください。辞退届の提出が必要となります。

期日を過ぎてからの辞退は、事務処理の都合上お受けできません。

入所初月分の利用料及びおやつ代が発生しますのでご注意ください。

早朝・延長利用を希望される方は、2月末までに子育て支援課へ申請書をご提出ください。



期間
厳守

8. 利用のルール(抜粋)

- 必ず保護者がクラブの前まで送迎を行ってください。保護者による送迎が難しいときは、代理の方(18歳以上・高校生不可)や、「おの育児ファミリーサポートセンター」(要事前登録:0794-63-3611)でご対応ください。
- クラブをお休みするときは、必ず学校とクラブの両方に連絡を入れてください。保護者からの連絡がなく欠席されると、お子様の所在が確認できなくなることがあり、大変危険です。
- 車で送迎される場合は、必ず所定の駐車場に車をとめてください。
- 給食のない日(土曜日や長期休業期間など)はお弁当と水筒が必要です。
- 児童の体調が悪いときや、クラブでケガをされたとき、また警報等発令時には、保護者の緊急連絡先に電話し、お迎えに来ていただく場合があります。
- 感染の拡大を防ぐため、新型コロナウイルス・インフルエンザなどの感染症にかかっている期間は、クラブはご利用いただけません。
- クラブで事故やけがをされた場合は、加入している傷害保険から保険金(見舞金程度)

が支払われる場合がありますが、その責は負いません。

- いたずらなどで、学校やクラブの備品を破損された場合は、弁償していただくことがあります。賠償保険への加入は、各ご家庭でお願いいたします。
- 支援員の指示に従わず集団生活に支障がある場合や、利用時間の超過、無断欠席などが頻繁にある場合は、入所決定を取り消すことがあります。
- 振替休日・長期休業期間の際の登所は 10:00 までにお願いします。出欠確認や保育スケジュールの都合上、午後からの登所は原則としてできません。



9. Q&A



令和8年度に新1年生になります。入学式の前から利用したいのですが。



4月2日からご利用可能です。(4月2日が土日の場合はその次の平日からになります。)しかしながら、お子様にとって新しい環境ですので、入学式後の利用開始が望ましいかと思えます。入学式後からの利用を希望される場合は、事前にクラブへご連絡ください。



一斉申込の受付期間を過ぎてしまいましたが、申込をしたいです。



空きがあるクラブは随時受付をしますので、子育て支援課に空き状況をご確認のうえ、申し込んでください。申し込みが定員に達したクラブについては、申込書類を受理することができません。子育て支援課保育係にお越しいただき、児童氏名と保護者連絡先をお伝えください。空きが出た時点で、ご連絡をさせていただきます。なお、夏休みなど長期休業期間については、別途申込が必要です。



宿題はみてもらえますか。



各クラブでは毎日30分程度、宿題をする時間は設けていますが、支援員が学習指導をすることはできません。事前に各ご家庭で宿題についてのルールを決めていただき、宿題の点検はおうちで行ってください。



休所はできますか。

- ➡ 1か月お休みすることは可能です。しかし、継続して2か月以上の休所はできません。休所希望月の前月20日までに「休所届」の提出が必要になります。期日を過ぎた場合、利用していなくても料金が発生します。
※入所初月の休所はできません。



長期休業期間だけ利用したいのですが。

- ➡ クラブに空きがあれば、夏休みや冬休みのみの利用をしていただくことも可能です。夏休みは6月上旬頃、冬休みは11月中旬頃に受付をしています。事前にお電話やホームページで空き状況や締切を確認のうえ、申込をしてください。なお、春休みのみの利用は、年度をまたぐため受付できません。(3月と4月の2か月分の申込で対応していただくことは可能です。)



警報が出た時はどうなりますか。

- ➡ 小野市に警報が発令されている場合は、その日のクラブはお休みになります。警報が発令された時点でクラブに児童が来ている場合、又は学校が一斉下校となった場合は、保護者の緊急連絡先に電話しますので、早急にお迎えをお願いします。なお、途中で警報が解除されても、クラブは開所しませんのでご了承ください。
※ 警報の発令に係わらず、学校が臨時休業を決定した場合はクラブもお休みです。



市と委託業者の役割はどうなっていますか。

- ➡ 委託業者が、現場の運営を行い、利用料のうちおやつ代・雑費を徴収させていただきます。市は、クラブの入所・退所の決定と利用料(おやつ代・雑費を除く)の徴収、及び現場運営の監督をします。

10. お問い合わせ先

小野市市民福祉部子育て支援課保育係

0794-63-1000(内線 610)



※おのっこクラブ(神戸電鉄小野駅ビル3階)は、令和8年3月末をもって閉所するため、令和8年度の募集はありません。